

第4回離島対策等検討会 議事録

1. 日時: 2004年10月15日(金) 13時30分～15時15分
2. 場所: 日本自動車会館11階
(財)自動車リサイクル促進センター 第2会議室
3. 委員の現在数: 3名
4. 出席者と人数: 藤井座長、大杉委員、堀委員
以上 3名出席
その他(財)自動車リサイクル促進センター事務局、
環境省・経済産業省担当官が出席
5. 議題:
不法投棄等対策支援事業要綱(案)について
離島対策支援事業要綱の修正案について
その他1 離島対策等支援事業の自治体への説明について
その他2 自動車リサイクル法本格施行直後の離島対策等
支援事業の実施について

6. 議事録

(1) 議題 について

「不法投棄等対策支援事業要綱(案)」について、資料3・4を使用して事務局から説明し、要綱(案)について審議。

本案について、今後資金管理業務諮問委員会に報告・承認を得た後、自動車リサイクル促進センターの理事会で最終承認を得る旨報告し、了承された。

【主な質疑・意見】

(注) は委員からの質問・意見 は事務局からの説明

< 年度出えん計画の決定について >

不法投棄等対策支援事業において、申請手続きフローには“資金出えん(4号)”と“資金出えん&引取り・再資源化等協力(4号+5号)”の2種類があるが、年度出えん総額の決定においては種類毎に出えん総額を示すのか、又は合計で出えん総額を示すのか。

引取り・再資源化等協力(5号)の委託費用については、資金出えん(4号)の対象になるので、資金出えん(4号)の内数になる。よって離島対策等検討会では、この4号の資金出えん額を、全体の枠として、審議決定いただくことになる。

< 事前相談の取り回しについて >

今後不法投棄等対策支援事業を実施していく上で、自治体との事前相談により、スムーズな対応が図られることが、極めて重要。

事前相談の重要性については、ご指摘の通り。事前相談について、スムーズな対応ができるよう、具体的な方策を検討していく。

< プロセス・手続き等について >

意思決定のプロセス、変更の手続き等については、今後内規等で明確にした上で、運営されるべき。

ご指摘の通り、要綱の作成後は、内規を詰めていく予定であり、協力要請内容に修正があった場合等の取り回しについて、明確に運営できるように内規等の作成を今後進めていく。

(2) 議題 について

「離島対策支援事業要綱の修正案」について、資料5を使用して事務局から説明し、要綱の修正案について審議。

本案について、今後資金管理業務諮問委員会に報告・承認を得た後、自動車リサイクル促進センターの理事会で最終承認を得る旨報告し、了承された。

【主な質疑・意見】

< 要綱の見直しについて >

今回の要綱修正案は、対象自治体に対する説明会の中で、自治体の方から提案されたとのことだが、今後も離島市町村の個別の実態にあわせ、新たな修正点が出て来た場合は、弾力的対応をする必要があると考える。

今後実施される全国説明会や事業実施当初等においても、新たな修正点が出てくる場合が想定されるので、柔軟に対応することとしたい。

(3) 議題 について

「離島対策等支援事業の自治体への説明について」、資料6を使用し

て事務局から説明し、今後全国での説明会を実施していく旨報告した。

【主な質疑・意見】

< 離島対策調整会議について >

離島対策調整会議とあるが、どのような内容を想定したものか。
すでに説明会を実施している主要5都道府県の離島市町村担当者には、海上輸送パターンを含む事業計画の作成を依頼している。各市町村において、既に検討を進めていただいているので、その計画検討の中で生じた問題点、疑問点について、調整・相談させていただくもの。

離島対策支援事業の自治体に対する説明会の開催にあたっては、交通事情等により、出席できない自治体が出てくることも想定される。そうした自治体に対しては、都道府県の協力を得ると同時に、電話・メール・ファックス等により、支援事業の内容を上手く案内して欲しい。
自治体毎の個別状況を考慮して、対応させていただく。

< 不法投棄等対策支援事業の自治体向け説明会について >

不法投棄等対策支援事業の自治体向け説明会は、どのように行うのか。

11月末頃に環境省として全国の都道府県及び保健所設置市の担当者を集めて、自動車リサイクル法施行前の全体会議を予定しており、その中で、不法投棄対策支援事業について説明を行う予定。

(4) 議題 について

「自動車リサイクル法本格施行直後の離島対策等支援事業の実施について」、資料7を使用して事務局から説明し、内容を審議。

本案については、今回の検討会のご意見を踏まえ、事務局で修正した後、藤井座長の確認を得た上で、資金管理業務諮問委員会に報告することで、了承された。

【主な質疑・意見】

< 出えん時期・出えん率について >

剰余金については、法の本格施行後に廃車ガラ輸出等の事由により、徐々に発生することから、現段階で明確にその発生見込を示せないことは理解できるが、自治体が事業実施に躊躇しないような工夫が

必要。

法の本格施行直後の各支援事業については、自治体が行う事業計画決定プロセスに支障をきたすことがないように、今後自治体との情報交換を密に行いながら検討の上、進めてゆきたい。また剰余金の発生状況を睨みつつ、平成17年度の資金出えん業務開始時期及び出えん率については、可能な限り早期に決定し、決定後速やかに自治体に連絡することとしたい。

この旨を資料に追記することとしたい。

8月～9月の自治体に対する離島対策支援事業の説明会では、法の本格施行直後の出えん率、出えん時期について具体的な説明は行ったのか。

平年度ベースでは、出えん率8割は十分出えん可能な水準と申し上げた上で、初年度は剰余金の発生状況にもよるが、8割を下回る場合もありうると説明させていただいた。時期については、早ければ平成17年度年央と申し上げている。

離島対策支援事業については、4期/年の支払いとなっているが、都度出えん率は変化するのか。また、出えん率が8割よりも低かった場合に、翌年度補填はあり得るのか。

同一年度内の出えん率は同一ということを前提にしている。また、事業は単年度主義であり、補填はない。

支援事業の出えん金は、自動車所有者から委託されたりサイクル料金の剰余金を原資としており、国からの補助金とは性質が違うものなので、この点を地方公共団体にきちんと理解して頂くよう説明すべき。

出えん金については説明会等で自治体の方々にきちんと理解していただくように剰余金の性質(発生状況・時期等)について説明する等、説明方法について工夫する。又、関係者が正確に内容を共有できるように、説明資料に明記する等、配慮していきたい。

7. 第5回離島対策等検討会の開催について

次回開催については、剰余金の状況をにらみながら、開催時期を決定することとされた。

以上